

2013年度教育実践報告：「精神保健福祉援助実習指導」

－新カリキュラム導入を目前としたシラバス等の改変について－

住友雄資・畑香理・平林恵美・奥村賢一

要旨 本報告は、2013年度の「精神保健福祉援助実習指導」の教育実践報告である。精神保健福祉士法の改正（2011年）・施行（2012年）に伴い、四年制大学では2012年度入学生から新しい養成カリキュラムが導入され、学年進行にしたがって2014年度からは福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科でも新カリキュラム「精神保健福祉援助実習指導」（3～4年次）が開講される。そこで、「精神保健福祉援助実習指導」開講を目前とした2013年度の教育実践の取り組みを報告する。具体的な取り組みとしては、シラバスの改変が主であるが、その他にも配属実習先の新規開拓、実習指導マニュアルの整備、eラーニングによる教材提供をおこなった。これらから2014年度に取り組みねばならない教育上の課題を示すことにしたい。

キーワード 精神保健福祉士、新カリキュラム、シラバス、配属実習先の新規開拓、実習指導マニュアル、eラーニング

目次

はじめに

はじめに

1. 新カリキュラムによる実習科目改変について（旧カリキュラムとの比較を通して）
2. 新カリキュラム「精神保健福祉援助実習指導」教育内容の改変
3. 2014年度「精神保健福祉援助実習指導」のシラバス改変
4. シラバス改変以外の取り組み
5. 今後の課題

精神保健福祉士法の改正（2011年）・施行（2012年）に伴い、大学では2012年度入学生から新しい養成カリキュラム（以下、新カリキュラム）が導入された。そして学年進行にしたがって、2014年度から福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科（以下、本学）でも新カリキュラム「精神保健福祉援助実習指導」（3～4年次）が開講されることとなっている。

本報告は、「精神保健福祉援助実習指導」開講を目前とした2013年度に、その準備を進めた

取り組みを報告するものである。具体的な取り組みとしては、シラバスの改変が主であるが、その他にも配属実習先の新規開拓、実習指導マニュアルの整備、eラーニングによる教材提供をおこなった。これらから2014年度に取り組みねばならない教育上の課題を示すことにしたい。

1. 新カリキュラムによる実習科目改変について（旧カリキュラムとの比較を通して）

2012年度からの新カリキュラム導入を方向づけたのは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が設置した「今後の精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」の報告書『精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて』（2008年3月29日）である。この報告書で精神保健福祉士教育のカリキュラムの見直しを提案しており、これが精神保健福祉士法改正の内容を基盤づけている。

新カリキュラム全体の説明は多岐に亘るものなのでここでは省略するが、特に新カリキュラムのなかで重要な位置づけを有している実習科目について解説する。旧カリキュラムにおける実習科目との比較を通して、その変更内容について以下に説明することにした。

まず、旧カリキュラム「精神保健福祉援助実習」を、新カリキュラムでは「精神保健福祉援助実習」（以下、旧カリキュラムを冠した「精神保健福祉援助実習」を除き、「精神保健福祉援助実習」は新カリキュラムを意味する）と「精神保健福祉援助実習指導」の2つに区分した。前者は、学生が実際に配属先において実習を行う科目である。後者は、配属実習に入る前の事

前学習、配属実習中の巡回指導、配属実習後の事後学習がその主たる内容の科目である。

第二に、「精神保健福祉援助実習」の配属実習時間数を増やしたことである。これまでの目安となっていた180時間から210時間へ拡充した。ただし、社会福祉士指定科目「相談援助実習」を履修している学生については、60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除することができることとある。これは免除できるということであり、養成校によっては免除せずに210時間の配属実習を課すところもあるし、60時間よりも少ない時間で免除するところもある。ちなみに本学では、この免除を適用せず、210時間以上の配属実習をおこなうことにしている。

第三に、「精神保健福祉援助実習指導」の授業を行うにあたっては、少なくとも学生20名につき1名以上の実習担当教員とすること、演習・実習担当教員のうち少なくとも1名以上は専任教員を配置することも定めた。つまり、学生数21名以上を実習担当教員1名で担当することや、すべての演習・実習担当教員が非常勤講師であることは認められていない。本学では、学生数20名以下で実習担当教員を置くことや専任教員（2014年度では、教授1名・准教授1名・講師1名・助教1名）4名で担当することになっている。

第四に、実習施設が同時に配属実習に受け入れる学生数の上限を実習指導者1名につき5名としたことである。これまでの実習施設当たりの基準を実習指導者当たりの基準に変更したことによる。ただし、この5名はあくまでも上限であり、配属実習に実際受け入れるのはこれを下回る数値になる可能性が高い。本学でも、おおむね1～2名が実際の数値である。

第五に、実習施設の変更である。これまでは精神科病院等の医療機関と障害福祉サービス事業所等その他の施設とで実施するなど、機能の異なる2以上の実習施設で実施することが望ましいとしていたが、この「望ましい」が削除され、機能の異なる2以上の実習施設で実施することになった。しかも精神科病院等の医療機関での配属実習を必須とし、そこで90時間以上行うのが基本となった。上限60時間免除可能ということを見ると、いろいろな組み合わせを検討できる。本学では、旧カリキュラム時から、精神科病院等の医療機関と障害福祉サービス事業所等その他の施設とで実施しており、大きな変更はない。

第六に、実習担当教員による巡回指導の変更である。週1回以上の巡回指導を行うことになっている。大学では、これまで2週間に1回は巡回指導に行くというのが多かった。学生の出身地で配属実習をおこなうこともあったので、週1回以上という基準では遠方の実習先に赴いての巡回指導が困難になる。

ただし、週1回以上の巡回指導が難しい場合、原則として1回以上の巡回指導を行うことを前提に、実習施設との十分な連携のもとで、実習期間中に学生が養成校で学習する日を設け、指導を行うことも差し支えないとしている。これを帰校指導と呼んでいる。帰校指導の導入により、遠方での配属実習は困難となる（遠方から学生を度々帰校させるわけにはいかない）。そのため、大学近辺で実習巡回が可能な配属実習先を確保・開拓する必要がある。

本学では、2015年度から実施する「精神保健福祉援助実習」に適用することになっているが、旧カリキュラムでの1実習機関に1回とい

う実習巡回の頻度を、原則週1回以上に切り替えることとなる。そのための予算確保（たとえば教員の実習巡回旅費等の確保）や帰校指導を含む巡回指導体制の整備という課題がある。また配属実習先の確保、特に必須化された精神科病院の確保が課題である。

第七に、実習施設で学生を指導する実習指導者の資格要件が変更されたことである。これまでも実習指導者の要件を定めていたが、大学に適用されていなかった。大学における配属実習では必ずしもその2要件（精神保健福祉士資格取得をしている者、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者）を満たした実習指導者でなくてもよかったので、たとえば事務職員や他の専門職が実習指導者となることもあった。今回の変更で、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（精神保健福祉士実習指導者講習会）の課程を修了した者という要件が新たに追加され、大学も含めすべての養成施設に適用されることになった。なお、この3要件による実習指導者の実習指導は2015年4月1日からの配属実習に適用される。本学では、2015年度から3要件を満たす実習指導者を確保して「精神保健福祉援助実習」を実施することになる。

第八に、実習担当教員に要件が必要となったことである。実習担当教員になるには、次の①から④のうち、1つに該当する必要がある。

- ①大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、講師（非常勤を含む。）又は助教として5年以上担当した経験のある者（助手の経験は含まれない）
- ②専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験のある者
- ③精神保健福祉士の資格取得後、5年以上相談

援助業務に従事した経験のある者

④①から③に該当しない者であって、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会（精神保健福祉士実習演習担当教員講習会）の課程を修了した者

本学では、2014年度担当教員5名すべてがこれらの要件を満たしている。

2. 新カリキュラム「精神保健福祉援助実習指導」教育内容の改変

2011年8月5日付の文部科学省告示23文科高501号・厚生労働省障発0805第9号「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」に、実習科目の教育内容は「別表1の内容以上であること」と規定されている。この別表1として「精神保健福祉援助実習」（表1）と「精神保健福祉援助実習指導」（表2）の教育内容（ねらい（目標）・教育に含むべき事項（内容））が記されている。

ここからは、「精神保健福祉援助実習指導」教育内容の改変について、旧カリキュラム「精神保健福祉援助実習」（表3）と比較しながら説明し、そこでの教育実践上の課題を提示することにした。もちろん旧カリキュラム「精神保健福祉援助実習」は、事前学習・配属実習・事後学習を含めて270時間という設定であったので、「精神保健福祉援助実習指導」はその中から事前学習・事後学習、配属実習中の巡回指導（帰校指導を含む）を抽出したものになっている。

旧カリキュラム「精神保健福祉援助実習」の「教育に含むべき事項（内容）」で、「精神保健福祉援助実習指導」では、事前学習が「1 実

習オリエンテーション」「2 視聴覚学習」「3 現場体験学習」「4 見学実習（急性期病棟など）」「5 専門援助技術実習指導」「6 リハビリテーション実習指導」、事後学習が「8 全体総括」に相当する。

改変点をいくつかあげておきたい。

まず「4 見学実習（急性期病棟など）」が旧カリキュラムでは必要に応じて行うとされていたが、必ず行うことになったことである。そのためには大学が配属実習先との協力と連携を図りながら、見学実習のプログラムを構築していくことが課題となる。特に急性期病棟を例に示していることから、これまでこの見学実習プログラムを行ってこなかった大学では、至急このプログラムを実施してくれる精神科病院を確保することが喫緊の課題となる。またこれまでに見学実習を実施していた大学でも、どのような見学実習プログラムを展開していけばよいかなどは教育実践上の課題を有する。

次に、「2 視聴覚学習」という事項がなくなったことである。ただし、視聴覚教材を用いた学習そのものを否定しているわけではない。「精神保健福祉援助実習指導」の「イ 精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む）に関する基本的な理解」「ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解」「オ 実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術に関する理解」「カ 精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解」「キ 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（個人情報保護法の理解を含む）」などで視聴覚教材を活用してもよいと理解できる。多くの学生たちが精神障害者と日常的に接しているわけではないと思われるので、視聴覚教材を活用して「精神

表1 「精神保健福祉援助実習」のねらい（目標）と教育に含むべき事項（内容）

ねらい（目標）	教育に含むべき事項（内容）
<p>・精神保健福祉援助実習を通して、精神保健福祉援助並びに障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。</p> <p>・精神保健福祉援助実習を通して、精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活実態や生活上の課題について把握する。</p> <p>・精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>・総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>	<p>①精神科病院等の病院において実習を行う学生は、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助 イ 退院又は地域移行・地域支援に向けた、患者及びその家族への相談援助 ウ 多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助</p> <p>②精神科診療所において実習を行う学生は、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 治療中の患者及びその家族への相談援助 イ 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助 ウ 地域の精神科病院や関係機関との連携を通じた援助</p> <p>③学生は、地域の障害福祉サービス事業を行う施設等や精神科病院等の医療機関の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>ア 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 ウ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との支援関係の形成 エ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワーメントを含む）とその評価 オ 精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際 カ 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解 キ 施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 ク 施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 ケ 当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーク、社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p> <p>④精神保健福祉援助実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、実習事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>
<p>（注）精神保健福祉援助実習を実施する際には、下記の点に留意すること。</p> <p>①配属実習に際しては、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認したうえで配属させること。</p> <p>②実習先は、巡回指導が随時可能な範囲で選定することとし、実習内容、実習指導体制、実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認しあうこと。</p>	

表2 「精神保健福祉援助実習指導」のねらい（目標）と教育に含むべき事項（内容）

ねらい（目標）	教育に含むべき事項（内容）
<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉援助実習の意義について理解する。 ・精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。 ・精神保健福祉援助実習の係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ・精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ・具体的な体験や援助活動を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 	<p>○次に掲げる事項について個別指導及び集団指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 精神保健福祉援助実習と精神保健福祉援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義 イ 精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む）に関する基本的な理解 ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解 エ 現場体験学習及び見学実習 オ 実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術に関する理解 カ 精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解 キ 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（個人情報保護法の理解を含む） ク 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 ケ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 コ 巡回指導（訪問指導、スーパービジョン） サ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 シ 実習の評価全体総括会
<p>(注1) 精神保健福祉援助実習を効果的にすすめるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。</p> <p>(注2) 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うものとする。</p> <p>(注3) 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導者の評価はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。</p>	

表3 旧カリキュラム「精神保健福祉援助実習」のねらい（目標）と教育に含むべき事項（内容）

ねらい（目標）	教育に含むべき事項（内容）
<ol style="list-style-type: none"> 1 現場体験を通して、精神保健福祉士として必要な知識及び技術並びに関連知識の理解を深める。 2 精神保健福祉士として必要な知識及び技術並びに関連知識を実際に活用し、精神障害者に対する相談援助及びリハビリテーションについての必要な資質、能力、技術を習得する。 3 職業倫理を身につけ、専門職としての自覚に基づいた行動ができるようにする。 4 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系だてていくことができる能力を涵養する。 5 関連分野の専門職種との連携のあり方を理解する。 	<p>精神科病院等保健・医療施設及び障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う施設等福祉施設における精神障害者援助実習には、精神障害者のプライバシーに十分配慮しつつ、下記の内容を必ず含めることとする。但し、4は必要に応じ行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実習オリエンテーション 2 視聴覚学習 3 現場体験学習 4 見学実習（急性期病棟など） 5 専門援助技術実習指導 6 リハビリテーション実習指導 7 配属実習 8 全体総括

保健福祉援助実習」への動機づけと同時に、学習効果を高める教育が不可欠となる。また学習効果を高める視聴覚教材の開発も重要な今後の課題である。

第三に、「5 専門援助技術実習指導」「6 リハビリテーション実習指導」が「オ 実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術に関する理解」に関する個別指導と集団指導に変更されたと理解することができる。これは指定科目の変更（たとえば、精神保健福祉援助技術各論や精神科リハビリテーション学などとの統合科目「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」と軌を一にしていると理解してよい。なおこの事項は演習科目（「精神保健福祉援助演習（基礎）」「精神保健福祉援助演習（専門）」）の教育内容との重複や授業の進捗状況等を踏まえた上で実施するものであり、この個別指導や集団指導などの内容や方法等についての教育実践上の課題があると言ってもよい。

第四に、旧カリキュラムで定めていなかった実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成することで、実習指導に活用することとしている。もちろん多くの大学はこれまでに「実習指導マニュアル」と「実習記録ノート」を独自に作成し、教育実践に活用してきたであろうが、これらの内容などについては全国統一の様式があるわけでもなく、個別の大学を超えて検討していかなければならない課題である。

第五に、旧カリキュラムで定めていなかった実習計画作成に関する事項の明確化である。新たに「ケ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成」が明示されている。これまで実習生と実習担当教員の間で実習計画書案の作成、その作成

案を実習生が事前（訪問）オリエンテーションなどで実習指導者から指導を受けて確定していくという過程は数多く存在していたと思われるが、三者協議を踏まえるということをどのように展開していくかは教育実践上重要な課題であるといえよう。

第六に、帰校指導を含む実習巡回指導である。新しく導入された帰校指導をどのように展開していくかは喫緊の課題である。もちろん実習巡回指導回数の増加だけにとどまらず、実習指導者との連携、スーパービジョンなどの教育上の課題も有している。

第七に、配属実習終了後の事後学習に関する事項である。「サ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成」「シ 実習の評価全体総括会」を行う際、「実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行う」「実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行う」という注記は、教育実践の内容と方法などを検討する課題がある。

3. 2014年度「精神保健福祉援助実習指導」のシラバス改変

旧カリキュラムから新カリキュラムへの改変に伴い、本学でもいくつかの内容を改変することとなった。ここからは本学における2013年度の教育実践を記すこととする。そしてその取り組みから2014年度に取り組みねばならない教育上の課題を示すこととしたい。

その取り組みを記す前に、これまでの経緯を述べておきたい。本学では、2012年度には教授1名、講師2名、助教1名の計4名で旧カ

リキュラム「精神保健福祉援助実習」を担当してきたが、中心的に実習科目を担当してきた教授1名が2012年度末をもって他大学に転出し、2013年度から執筆者の一人である住友が教授として赴任した。計4名の教員で担当することでは同じであるが、前年度からの継続性を重視するために退職した教授の代わりに講師1名が担当することで、2013年度の旧カリキュラム「精神保健福祉援助実習」を進めることとなった。それと並行して、2014年度から始まる「精神保健福祉援助実習指導」への対応を進めることになったのである。その対応は、これまでの教育実績を踏まえ、住友が案を提示して何度かの担当教員会議を開催し、その枠組みや内容の合意を形成していった。

さて、取り組みの成果がシラバスである。それは、表2の教育内容に即して作成した2014年度「精神保健福祉援助実習指導」のシラバスである(表4)。このシラバスは、2013年度に本学の実習担当教員が協議・合意して作成したものである。

「精神保健福祉援助実習指導」は、履修年次の変更をおこなった。旧カリキュラム「精神保健福祉援助実習」は4年次に履修していたが、「精神保健福祉援助実習指導」は3年次から4年次までの2年間という履修期間を設定した。そのことに伴い、3年次から配属実習をおこなうまでの事前学習を充実させることに重きを置いたシラバスを作成した。そのことについて説明する。

本学での事前学習は、おおむね1年半を費やしている。

この事前学習におけるシラバスの特徴は、百聞は一見にしかずということで、精神科病院の見学実習を初めに設けている。5～6人のグ

ループで精神科病院へ見学に行く。ほとんどの学生にとって精神科病院は未知の場所であり、初めて閉鎖病棟や保護室などを目の当たりにするし、入院患者などと話をすることになる。これらの体験を通して、精神科病院や入院患者等の実際を知ることができる。精神科病院は暗くてひどい設備などところであるというどこかで擦り込まれてきた誤った認識を修正することもある(もちろんそのような精神科病院がまだまだわが国にあるかもしれない)。

もちろんリアリティ・ショックということも考えられるので、見学実習後にグループ学習や報告会を開催し、そこに至るまでに実習担当教員からの個別及び集団指導を受けることになっている(ちなみに見学実習では実習担当教員が引率し、精神科病院の精神保健福祉士(多くは本学の卒業生)が見学実習を担当してくれている)。ここまでが3年次前期である。

3年次夏季休業中での社会福祉士・相談援助実習の体験も踏まえて、3年次後期の授業始めに、学生本人に精神保健福祉援助実習指導を履修し続けるかどうかの意思確認等をおこなう個別面接等を実施する。その場で履修を継続することや今後の学習計画などについて確認し、学生は次のステップに進む。そこで3年次後期に障害福祉サービス事業所での現場体験実習(1日)を行う。そのための事前学習をおこない、実習計画書案をたててみる(実習担当教員からの個別指導も受ける)。その後、配属実習先を内定し、3年次が終了する。

4年次前期では、配属実習が円滑に行うためのさらなる事前学習を重ね、実習計画を具体化していくことで、原則4年次夏季休業中の配属実習を迎えることになる。

このようなプロセスを経ていくことで、配属

表4 2014年度「精神保健福祉援助実習指導」シラバス

1 授業科目名	精神保健福祉援助実習指導		開講時期	授業方法	必修選択	単位数	標準履修年次
2 担当教員	住友雄資・平林恵美・奥村賢一・畑香理・梶原浩介		通年	演習	選択	3	3～4年
3 授業の概要	精神保健福祉援助実習指導は精神保健福祉士資格取得をめざす学生を対象としたものであり、4年次に開講する「精神保健福祉援助実習」に必要な事前学習（1～37回）・巡回指導・事後学習（38～45回）をおこなう。事前学習は、見学実習・プレ実習、講義（外部講師を含む）やグループ学習などをおこなう。巡回指導は、「精神保健福祉援助実習」において担当教員による巡回指導をおこなう。事後学習は、「精神保健福祉援助実習」後に実習報告会やスーパービジョンなどを通じて、実習全体をふりかえり、実習で体験した学びを深める。						
4 学生の到達目標	精神科病院などにおいて精神保健福祉士として働くために必要な最低限の知識と技能（精神障害者および家族の理解、利用者とのコミュニケーション技術などの援助法、地域移行支援を含む精神保健福祉士業務の理解等）を習得することができる。						
5 授業内容、授業方法、事前・事後学習（学習課題）	回	授業内容	授業方法		事前・事後学習（学習課題）		
	1	見学実習学内オリエンテーション	授業の全体像および見学実習の概要の提示		精神科病院に関する予習		
	2	見学実習（精神科病院）	グループによる見学実習		精神科病院に関する予習		
	3	見学実習報告会	グループ別発表		プレゼンテーション資料の作成		
	4	実習事前面接（受講動機、心構え、選択理由等の確認）	個別指導		受講動機の明確化		
	5	実習報告会への参加①	4年生の実習報告会参加		発表内容の予習・復習		
	6	実習報告会への参加②	4年生の実習報告会参加		発表内容の予習・復習		
	7	プレ実習学内オリエンテーション	プレ実習の概要の提示		プレ実習先に関する予習		
	8	プレ実習 実習計画書作成指導①	個別指導		プレ実習計画書案の作成と指導後の修正		
	9	プレ実習 実習計画書作成指導②	個別指導		プレ実習計画書案の作成と指導後の修正		
	10	プレ実習（障害福祉サービス事業所など）①	グループによるプレ実習		プレ実習計画書に基づいて積極的・主体的に参加		
	11	プレ実習（障害福祉サービス事業所など）②	グループによるプレ実習		プレ実習計画書に基づいて積極的・主体的に参加		
	12	プレ実習（障害福祉サービス事業所など）③	グループによるプレ実習		プレ実習計画書に基づいて積極的・主体的に参加		
	13	プレ実習（障害福祉サービス事業所など）④	グループによるプレ実習		プレ実習計画書に基づいて積極的・主体的に参加		
	14	プレ実習報告会	グループ発表		プレゼンテーション資料の準備		
	15	外部講師による講義（PSW）	講義		講義内容の予習・復習		
	16	実習計画書作成に関するオリエンテーション+実習計画書作成指導	実習概要の提示及び個別指導		実習計画書案の作成と指導後の修正		
	17	実習計画書作成指導	個別指導		実習計画書案の作成と指導後の修正		
	18	実習記録の書き方①（プロセスレコードの説明、演習）	個別及びグループ指導		授業後に学んだ内容を確実に復習する		
	19	実習記録の書き方②（実習日誌の書き方）	個別及びグループ指導		授業後に学んだ内容を確実に復習する		
	20	事前学習① グループ発表（精神保健福祉士法+政省令・告示）	グループ発表・グループ討論		プレゼンテーション資料の準備		
	21	事前学習② グループ発表（精神保健福祉法+政省令・告示）	グループ発表・グループ討論		プレゼンテーション資料の準備		
	22	事前学習③ グループ発表（心神喪失者等医療観察法+政省令・告示/障害者総合支援法+政省令・告示①）	グループ発表・グループ討論		プレゼンテーション資料の準備		
23	事前学習④ グループ発表（障害者総合支援法+政省令・告示②）	グループ発表・グループ討論		プレゼンテーション資料の準備			

24	事前学習⑤ グループ発表（生活保護法／生活困窮者自立支援法＋政省令・告示）	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
25	事前学習⑥ グループ発表（医療保険・年金保険）	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
26	外部講師による講義① 当事者	講義	講義内容の予習・復習
27	外部講師による講義② 家族	講義	講義内容の予習・復習
28	外部講師による講義③ P S W	講義	講義内容の予習・復習
29	事前学習⑦ プライバシー保護と守秘義務（個人情報保護法含む）	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
30	事前学習⑧ 視聴覚教材の活用（精神科病院／歴史）	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する
31	事前学習⑨ 視聴覚教材の活用（精神科病院／入院から退院までの流れ）	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する
32	事前学習⑩ 視聴覚教材の活用（精神科デイ・ケア）	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する
33	事前学習⑪ 視聴覚教材の活用（地域移行支援）	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する
34	事前学習⑫ 視聴覚教材の活用（地域定着支援）	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する
35	事前学習⑬ 視聴覚教材の活用（障害福祉サービス）	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する
36	事前学習⑭ 視聴覚教材の活用（行政機関）	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する
37	事前学習⑮ まとめ	グループ討論	実習施設ごとに現状を整理して参加する
38	事後学習① 感想発表	個別及びグループ討論	実習終了時の状況を整理して参加する
39	事後学習② 個別指導①	プロセスレコード・自己評価票等を用いた指導	プロセスレコード等の振り返り
40	事後学習③ 個別指導②	プロセスレコード・自己評価票等を用いた指導	プロセスレコード等の振り返り
41	事後学習④ 個別指導③	プロセスレコード・自己評価票等を用いた指導	プロセスレコード等の振り返り
42	事後学習⑤ 実習報告会①	個別発表	実習施設ごとに発表資料を準備
43	事後学習⑥ 実習報告会②	個別発表	実習施設ごとに発表資料を準備
44	事後学習⑦ 実習報告会③	個別発表	実習施設ごとに発表資料を準備
45	事後学習⑧ 実習評価全体総括会	個別及びグループ発表	実習全体の振り返り
6	テキスト・参考文献等	「実習の手引き」、必要資料はe-ラーニングまたは授業時に配布する。	
7	履修条件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度入学生のみ履修可 ・1～15回の課題を全て達成していることが16回以降の履修条件である（3年次分）。 ・16～37回の課題を全て達成していることが「精神保健福祉援助実習」履修の条件である。 	
8	成績評価方法・基準	参加度（欠席・遅刻には厳しく対応、授業への取り組み状況を重視）・現場実習指導者の評価を含めて総合的に勘案する。	
9	学習相談・助言体制	実習指導は学生と教員との密接な協力体制が必要になるため、柔軟な相談体制をとる。具体的にはオリエンテーション時に説明する。	
10	授業改善特記事項	授業改善のために、①学生からのフィードバックを取り入れ、②小グループの力動性を活用し、③学習効果をあげるため2回連続の授業を適宜組み入れ、④事前・事後指導では個別・グループスーパービジョンを適宜取り入れることとする。	

実習に向けて事前学習を効果的におこなうこととなっている。シラバスが描いたとおりになるかどうかはこれからの教育実践次第であるが、おおむね大枠はできあがったのではないかと判断している（もちろん教育実践によって気づいた問題点などを修正していくことでよりよいシラバスにしていく）。

このシラバスに記載した事項は、表2に記した「精神保健福祉援助実習指導」の教育に含むべき事項（内容）をすべて含んでいるだけでなく、その多くは表2に記した内容以上のものといえる。以下、簡潔に紹介しよう。

「ア 精神保健福祉援助実習と精神保健福祉援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義」は、事前学習全体を通して行われるものである。

「イ 精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む）に関する基本的な理解」は、精神科病院の見学実習（半日）と障害福祉サービス事業所での現場体験実習（一日）、精神障害者本人・家族、現任精神保健福祉士による講義を踏まえたグループ討議などをおこなうことになっている。

「ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解」は、精神保健福祉関連法規のグループ学習および発表・討論等、視聴覚教材を活用した実習施設別（精神科病院・行政機関・障害福祉サービス事業所など）のグループ学習、たとえば地域移行支援・地域定着支援に関する事前学習などをおこなうことになっている。

「エ 現場体験学習及び見学実習」は、精神科病院の見学実習（半日）と障害福祉サービス事業所での現場体験実習（一日）をおこなうと同時に、それぞれにグループ学習をおこなった

後に実習報告会を実施することになっている。

「オ 実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術に関する理解」は、ほぼ同時並行で開講する科目「精神保健福祉援助演習（専門）」の内容と授業の進捗状況を十分に踏まえると同時に、視聴覚教材の視聴とグループ討論、地域移行支援・地域定着支援の方法・技術に関する事前学習などをおこなうことになっている。

「カ 精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解」は、精神保健福祉士法に関するグループ学習および発表・討論等をおこなうことになっている。

「キ 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（個人情報保護法の理解を含む）」は、個人情報保護法を含むプライバシー保護と守秘義務に関するグループ学習および発表・討論等をおこなうことになっている。

「ク 『実習記録ノート』への記録内容及び記録方法に関する理解」は、実習記録の書き方レクチャーや事後学習で用いるプロセスレコードの取り方などをおこなうことになっている。

「ケ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成」は、現場体験実習および配属実習において実習計画書案を学生と実習担当教員との間で作成することになっているが、「三者協議を踏まえた実習計画の作成」については三者協議の意味をどのように把握するかによって本学でも課題が生じてくる可能性がある。つまり、三者全員が同席しておこなう実習計画作成ということであれば、それに対応できていないことになるが、実習担当教員による指導などを受けて学生が作成した実習計画書案を実習指導者との協議によって正式な実習計画書に至る過程であると

すれば、これまでの方法を踏襲することができる。

「コ 巡回指導（訪問指導、スーパービジョン）」は、このシラバスには記していない。その理由は回数を特定してシラバスに書き込むことができないからであるが、「精神保健福祉援助実習指導」の一部として適切に位置づけている。

ちなみに、これらの事前学習プロセスを経て、配属実習を実施し、4年次後期に事後学習（実習感想発表と個別・グループ討論→プロセスレコード・自己評価票等を用いた個別指導→実習報告会実施→評価全体総括会実施）をおこなうことになっている。

4. シラバス改変以外の取り組み

シラバスはあくまでも授業計画に過ぎない。その授業計画を実現させるための具体的な他の取り組みも並行しておこなった。

まずは2015年度開講の「精神保健福祉援助実習」を視野に入れて、配属実習先を新規に開拓する必要があり、実習担当教員が手分けして訪問・依頼し、精神科病院3か所、障害福祉サービス事業所5か所、市町村1か所を新たに確保した。これは当然、実習指導者の確保という側面も有している。

次に、本学では実習の手引きと称している「実習指導マニュアル」を実習担当教員による協議を経て作成した。これまでの手引きを新カリキュラム用に改訂およびバージョンアップしたものである。2014年度「精神保健福祉援助実習指導」履修生にこれを配布することができた。

最後に、2013年度にeラーニングによる教

材の提供を開始したことである。これはまだ緒に就いたばかりの取り組みである。特に2013年度には精神保健福祉法改正があり、その法の条文に精神保健福祉士がおこなう業務（精神保健福祉士等を退院後生活環境相談員に選任し、その者が医療保護入院者の退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じ、指導をおこなうこと）が初めて記されたこともあり、2014年度施行に向けて年度末には省令・告示などが次々と発出された。それらや精神保健福祉援助実習に関連する資料をPDFファイルにて提供し、受講生たちが自己学習に活用できる仕組みを開始した。

5. 今後の課題

2013年度の教育実践を踏まえ、2014年度以降に次の4つの課題があると思われる。

第一に、2014年度教育実践を確実にこなうことと、その実践から問題点などが生じた場合にはシラバスの修正や改訂も視野に入れる必要がある。新カリキュラムの1年目であるから、シラバス修正・改訂（実習担当教員の教育方法等に関する創意工夫も含まれる）も大いにあることだと理解している。

第二に、実習先の新規開拓は喫緊の課題でもある。「精神保健福祉援助実習」「精神保健福祉援助実習指導」履修生が増えているということもあり、適切な実習指導ができる実習指導者と実習先を確保することが求められている。

第三に、「実習指導マニュアル」の修正などである。第一のシラバス修正・改訂と同様の理由である。

第四に、2013年度に開始したeラーニングによる教材の提供についてである。ICTツ

ル利用目的でいえば、授業に関する教材の提供、自習が主たる目的として実施されている。これまでの視聴覚教材を活用するとは、有償の外部コンテンツであるDVD・ビデオ等の視聴に終始している現状がある。精神保健福祉領域の教材としてのコンテンツは不足していると言ってよい。福祉関係のテレビ番組（たとえば、NHK「ハートネットTV」）の活用が安価で提供できるコンテンツということになるかもしれないが、教員が独力で作成することはほとんどなく、他力本願といえる。今後、コンテンツ作成・開発・維持は必要である。また、eラーニングを活用して、授業情報の伝達、学生・教員間のコミュニケーション、レポートの提出などにまで拡大することができるかも検討を要することである。

2014年度の教育実践は、これらについてどこまで取り組めるかが課題である。